

岡山地方裁判所倉敷支部 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件、令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求反訴事件

国側当事者・国

令和4年7月26日認容・控訴

判 決

原告(反訴被告) 国  
(以下「原告」という。)

同代表者法務大臣 古川 禎久

同指定代理人 小倉 敏幸

同 正木 一紀

同 沖 陽子

同 渡邊 千加子

同 伊賀 幸弘

同 久山 諒

同 城 明男

同 石間伏 尚一

同 渡邊 洋貴

同 高田 美菜

被告(反訴原告) 医療法人Y  
(以下「被告」という。)

同代表者理事長 A

主 文

- 1 被告は、原告に対し、559万6808円を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、354万円に対する令和3年9月1日から支払済みまで年8分8厘の割合を乗じて計算した金額(ただし、令和4年1月1日以降に支払済みとなる場合には、令和3年12月31日まで年8分8厘の割合、令和4年1月1日から支払済みまで年14分6厘の割合(ただし、租税特別措置法94条1項所定の各年の延滞税特例基準割合が年7分3厘の割合に満たない場合には、その年中においては、年14分6厘の割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年7分3厘を加算した割合)を乗じて計算した各金額(ただし、その各金額につき1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたもの)を合計した金額(ただし、その合計金額につき100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたもの))を支払え。
- 3 被告の反訴請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 4 訴訟費用は本訴反訴を通じて被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

## 第1 請求

### 1 本訴

主文第1項及び第2項に同旨

### 2 反訴（令和4年6月3日付け訴えの変更申立書で変更された請求の趣旨は、次の内容と善解できる。）

- (1) 原告の債務名義が存在しないことを確認する。
- (2) 原告の令和元年12月10日付け処分庁による差押調書謄本が発令されていないことを確認する。
- (3) 憲法76条2項に基づけば、B（以下「B」という。）の債務が確定ではない（行政庁による決定の段階である）ことを確認する。
- (4) 岡山東税務署の徴収行為に、憲法31条及び徴収法に定める適正手続から逸脱した行為が含まれていることを確認する。
- (5) 国税徴収法55条に基づけば、原告の被告に対する差押は、処分庁による差押調書謄本の通知によって処分成立となることを確認する。

## 第2 事案の概要

本件本訴は、原告が被告に対し、原告はBに対する租税債権を徴収するため、Bの被告に対する雇用契約に基づく給与債権を差し押さえたとして、その支払（延滞税の支払を含む。）を求める事案である。

本件反訴は、被告が原告に対し、①原告の債務名義が存在しないことの確認（以下「反訴請求①」という。）、②原告の令和元年12月10日付け処分庁による差押調書謄本が発令されていないことの確認（以下「反訴請求②」という。）、③憲法76条2項に基づけば、Bの債務が確定ではない（行政庁による決定の段階である）ことの確認（以下「反訴請求③」という。）、④岡山東税務署の徴収行為に、憲法31条及び徴収法に定める適正手続から逸脱した行為が含まれていることの確認（以下「反訴請求④」という。）、⑤国税徴収法55条に基づけば、原告の被告に対する差押は、処分庁による差押調書謄本の通知によって処分成立となることの確認（以下「反訴請求⑤」という。）を求める事案である。

### 1 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告（所轄庁・岡山東税務署長）は、令和3年8月31日現在、岡山市中区●●を住居とするBに対し、別紙2租税債権目録2記載の租税債権権合計559万6808円（以下「本件租税債権」という。）を有している（なお、後記のとおり、被告は本件租税債権の存否を争っている）。（甲2）
- (2) 被告は、肩書住所所在地のC病院等を運営する医療法人である。（甲3）
- (3) 被告とBは、令和元年5月頃、次の内容の雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結した（以下、本件雇用契約に基づくBの被告に対する給与債権を「本件給与債権」という。）。（甲4）
  - ア 契約期間 令和元年5月8日ないし令和2年4月30日（契約更新は自動更新とするが、賃金等に変更がある時は改めて雇用契約書を締結する。）
  - イ Bの業務 医師（医局所属）
  - ウ 賃金等 給与（1か月当たり70万円）

(ア) 給与は、毎月末締め、翌月末払とする。

(イ) 交通費は実費を支給する（1か月当たり1万9000円）。

(4) 岡山東税務署所属の国税徴収官であるD（以下「本件職員」という。）は、令和元年12月10日、本件租税債権（同日時点では別紙1租税債権目録1記載の額）を徴収するため、国税徴収法47条1項1号に基づき、同年11月に発生した本件給与債権及びそれ以降に発生する本件給与債権のうち、同法76条1項各号により差押が禁止されている金額を控除した残額を、本件租税債権（同年12月10日以後に発生する延滞税を含む。）の限度で差し押さえた（以下、この差押えを「本件差押処分」といい、本件差押処分の対象となった本件給与債権を「本件差押対象債権」という。なお、後記のとおり、本件差押処分の効力については争いがある。）。(甲7)

(5) 原告は、被告に対し、本件差押対象債権の支払の履行期限を令和2年3月19日と定めた差押債権支払催告書を送付し、同催告書は同月13日に被告に送達された。原告は、その後も被告から履行がなかったことから、被告に対し、履行期限を同年4月15日と定めた差押債権支払催告書を送付し、同催告書は同月6日に被告に送達された。(甲8ないし11)

## 2 争点

- (1) 被告が本訴において本件租税債権の存否を争うことの可否
- (2) 本件差押処分の効力の有無
- (3) 本件差押対象債権の額の適否
- (4) 反訴請求①ないし⑤の適法性

## 第3 争点に対する当事者の主張

### 1 被告が本訴において本件租税債権の存否を争うことの可否

#### (1) 被告の主張

Bは、原告による所得税の賦課決定処分の効力を争って岡山地方裁判所において係争中であり（同裁判所令和●●年（〇〇）第●●号及び令和●●年（〇〇）第●●号）、原告が本件租税債権を有するか否かは確定していない。

また、平成26年2期分（納期限平成26年12月1日）については、令和元年12月11日に消滅時効が成立している。それにもかかわらず、原告はBに支払うべき還付金に充当する不法行為を行っている。

このように、原告による本訴の提起は、確定した債務名義を欠くものであって違法である。

#### (2) 原告の主張

執行手続である取立訴訟においては、債務名義の内容である執行債権の存否又はその行使の違法性の有無を争うことはできないものと解すべきであり、このことは、国税滞納処分としての差押に基づく取立訴訟においても同様に解するのが相当である。

したがって、本件租税債権の存否を争う旨の被告の主張は、主張自体失当である。

### 2 本件差押処分の効力の有無

#### (1) 被告の主張

国税徴収法55条によれば、差押処分の効力は、税務署長による差押調書謄本の交付と送達により発生し、また、同法62条1項によれば、税務署長は、国税債権に基づき財産を差し押さえたときは、債権差押通知書により通知しなければならないところ、本件においては、税務署長による適法な差押調書謄本は作成されておらず、適法な債権差押通知書も存在しな

い。また、同法76条に違反して、差押禁止項目である住民税・社会保険料等について、Bの諒諾なく差し押さえている点も違法である。したがって、本件差押処分の効力は発生しておらず、Bは、本件差押処分の取消を求めて訴訟を提起している（東京地方裁判所令和●●年（〇〇）第●●号）。

岡山東税務署職員である本件職員は、令和元年12月10日、国税徴収法182条2項に反して被告の管轄税務署である玉島税務署長からの引継を受けることなく、また、国税通則法に違反して事前連絡なく被告を訪問した。そして、任意調査で強制力はないにもかかわらず、被告代表者への通知を経ないまま事務員に資料を開示させた上、調査に応じないことを理由として差押調書及び債権差押通知書を作成するなどの違法行為を行っている。本件職員作成に係る差押調書は、同日が起案日とされているところ、違法な訪問がされた日に権限のない者により作成された差押調書によっては差押えの効力は発生しないし、国税徴収法施行令21条は、強制調査の場合に差押調書を作成する旨規定しており、任意調査において差押調書の作成は許されない。国税徴収法76条に違反して、差押処分が成立していない段階で差押額を計算したこと等も違法であり、適正手続を保障する憲法31条に違反している。

## （2）原告の主張

被告は、本件差押処分に重大かつ明白な瑕疵があると認め得るような事情について何ら具体的に主張しておらず、本件差押処分は有効である。

被告は、税務署長による適法な差押調書謄本及び債権差押通知書が作成されていない旨主張するが、国税徴収法47条1項は、国税がその納期限までに完納されない場合、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならないと規定し、同法54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないと規定しているところ、ここにいう徴収職員とは、同法2条1項において、税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいうと規定されている。本件職員は岡山東税務署の徴収職員であり、同項にいう職員に当たり、本件差押を行い、差押調書謄本や債権差押通知書を適法に作成する権限を有していた。

被告は、岡山東税務署に管轄がない旨主張するが、国税通則法43条1項は、国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行う旨を定めており、所得税等については原則的な納税地は納税者の住所地であると解される。Bの住所地は岡山市中区であり、これを管轄するのは岡山東税務署長であって、同署の署員である本件職員による本件差押は適法である。

被告は、本件職員が事前連絡なく訪問したことが違法である旨主張するが、本件職員は、滞納処分のための質問検査に基づく質問及び検査について規定する国税徴収法141条に基づき被告に対する質問及び検査を実施したものであるところ、同条に基づく質問等につき、事前に通知等をしなければならない旨の定めはない。

## 3 本件差押対象債権の額の適否

### （1）原告の主張

本件差押対象債権の額は、令和元年11月発生分（同年12月支払分）につき別紙3、同年12月支払分以降につき別紙4-1及び4-2の各項番⑧「差押金額」欄記載のとおりである。

Bは、被告以外にも勤務しているところ、月額本人10万円及び本人と生計を一にする親

族一人につき4万5000円を加算した金額（以下「最低生活費相当額」という。）については、他の支払先を含めた合計額について計算したものから、差押の対象について計算した金額を控除したものを他の支払先に係る金額とする方法と、他の支払先を含めた合計額について計算したものを各支払先からの手取額により按分したものをそれぞれの金額とする方法のいずれかによるものと解されているところ、本件については前者の方法を採用したものであり、誤りはない。また、源泉所得税額の算定に当たり、他の勤務先の源泉所得税額を考慮する必要はない。

被告は、給料等支給額に交通費を含めている旨主張するが、かかる事実はない。

#### (2) 被告の主張

Bは、被告を含めて3か所の病院において非常勤で勤務しているから、国税徴収法76条9項により源泉所得税額及び最低生活費相当額を算定すべきところ、別紙3の源泉所得税額及び最低生活費相当額は不正確であるし、給料等支給額に交通費を含めている点においても不正確である。差押禁止項目である住民税、社会保険料をBの同意なく外して算定していることも不合法である。原告は、これらについては差押えをしていない旨主張するが、控除しないことは差押と同義であって、原告の主張は虚偽である。

### 4 反訴請求①ないし⑤の適法性

#### (1) 原告の主張

次のとおり、被告の反訴に係る訴えはいずれも不合法である。

##### ア 反訴請求①について

反訴請求①は、明らかに確認の利益を欠く。

##### イ 反訴請求②について

反訴請求②は、岡山東税務署長が本件差押処分に係る差押調書謄本を作成していないという事実の確認を求めるものと解されるどころ、確認の訴えは、権利又は法律関係の存否の確認のためにのみ提起することができるのであって、法律関係を証する書面の真否の確認を求める場合を除いては、事実の存否の確定のために提起することは許されない。

##### ウ 反訴請求③について

反訴請求③は、本件租税債権の不存在、すなわち原告とBとの間の権利又は法律関係について被告が確認を求めるものであるところ、第三者の権利又は法律関係の確認を求める場合においては、その確定により自己の法的地位の安定を図ることができることが必要である。被告は、かかる事情について何ら主張していないし、本件租税債権の不存在を本件差押処分の無効事由として主張することはできないのであるから、本件租税債権の不存在の確定によって本訴の請求棄却を導くことはできず、被告の法的地位の安定を図ることはできない。

したがって、被告の訴えは確認の利益を欠く。

##### エ 反訴請求④について

反訴請求④は、本件職員のいかなる具体的な行為を問題としているか不明と言わざるをえず、請求の趣旨自体が特定されていないし、また、被告の現在の権利や法律関係の存否の確認を求めるものではないから、確認の利益を欠く。

##### オ 反訴請求⑤について

反訴請求⑤は、国税徴収法55条によれば、税務署長による差押調書謄本による通知が

滞納処分としての差押えの有効要件であるとの法令解釈の正当性の確認を求めているものと解されるところ、法令の解釈は確認の訴えの対象とはならない。

## (2) 被告の主張

原告の本件本訴の提起は不法行為に該当する。原告による法令違反の隠蔽は明らかであり、被告の反訴請求①ないし⑤は認められるべきである。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 被告が本訴において本件租税債権の成否を争うことの可否について

被告は、本件本訴において、本件租税債権の成否を争っている。しかし、本件本訴は、原告が国税徴収法67条1項に基づき、差し押さえた債権の取立権を行使する執行手続であるところ、執行手続についての争訟手続と、債務名義の内容である実体上の請求権の存否又はその行使自体の違法性の有無についての争訟手続とは分離されているから、第三債務者は、取立訴訟においては、債務名義の内容である執行債権の存否を争うことはできない（最高裁昭和45年6月11日第1小法廷判決・民集24巻6号509頁。）。このことは、国税滞納処分としての差押えに基づく取立訴訟においても同様に解すべきである。

したがって、本訴において、本件租税債権の成否を争うことはできず、被告の主張は失当といわざるを得ない。

### 2 本件差押処分の効力の有無

#### (1) 証拠（甲1、2、4、7、乙2の1、乙4、12の3）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、Bに対し、令和元年12月10日現在で507万5000円、令和3年8月31日現在で559万6808円の納期限を経過した本件租税債権を有していた。

イ Bの居住する岡山市中区を管轄する岡山東税務署の職員である本件職員は、令和元年12月10日に被告を訪問し、国税徴収法141条の規定に基づき、被告の職員に対して質問し、Bに係る貸金台帳一覧（甲5。以下「本件貸金台帳」という。）を含む帳簿書類の検査を実施した。本件職員は、質問及び検査の結果を踏まえて、同日、本件給与債権に対して本件差押処分をした。

ウ 本件職員は、同日、本件差押処分の差押調書及び債権差押通知書を作成し、被告の事務長に債権差押通知書を送達した。また、本件職員は、差押調書の謄本を作成し、Bに交付した。

#### (2) 国税徴収法47条1項2号は、徴収職員は、滞納者が国税を納期限までに完納しないとき、滞納者の国税につきその財産を差押えなければならない旨を、同法54条本文及び2号は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、当該財産が債権である場合は、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨を、同法62条1項は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨を、同条3項は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により効力を生じる旨を定めている。

本件においては、上記(1)で認定したとおり、原告は、令和元年12月10日の時点で、Bに対して納期限を経過した本件租税債権を有しており、徴収職員である本件職員は、同日、Bの財産である本件給与債権を差し押さえ（本件差押処分）、その調書を作成した上、第三債務者である被告に対して債権差押通知書を送達したこと（なお、被告の事務長には送達受領権限があるものと解される。）、Bに対しても、差押調書謄本を交付したことがそれぞれ認

められる。このように、本件差押処分は、国税徴収法の規定に従って行われ、被告に対する債権差押通知書の送達によって効力を生じたものと認められる。

- (3) 被告は、被告の管轄税務署は玉島税務署であり、岡山東税務職員である本件職員は玉島税務署長からの引継を受けることなく被告を訪問した旨主張するが、国税通則法43条1項は、国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行う旨を、所得税法15条1号は、所得税の納税地は、納税義務者が国内に住所を有する場合、その住所地が納税地である旨を定めているから、所得税である本件租税債権については、納税義務者であるBの住所地（岡山市中区）を管轄する岡山東税務署長（財務省組織規則544条別表第9）が管轄を有する。国税通則法43条4項は、税務署長は必要があると認めるときは、他の税務署長に引継ぎをすることができる旨を定めており、引継ぎを義務付けてはいないから、岡山東税務署の職員である本件職員は、本件差押処分をする権限を有していたものと認められる。

被告は、本件職員は、国税通則法に違反して事前連絡なく被告を訪問したと主張するが、国税徴収法141条には、事前連絡を要する旨は規定されていない。被告の主張につき、国税通則法74条の9の事前の通知等がない旨の主張と善解したとしても、本件職員による訪問が同条の通知が求められる対象となる同法74条の2から74条の6までが適用される場面ではないことは明らかである。

被告は、任意調査において差押書面の作成は許されていない、国税徴収法76条に違反して差押処分が成立していない段階で差押額を計算したなども主張するが、本件職員は国税徴収法54条本文に従って差押調書を作成したものであること、本件差押処分の効力は、被告に対する債権差押通知書の送達により生じていることは上記に判示したとおりである。

- (4) 被告は、Bは本件差押処分の取消を求めて訴訟を提起している旨主張するが、本件差押処分を取り消す旨の判決が確定しない限り、本件差押処分の効力は否定されない。その他、被告が縷々主張する点は、いずれも本件差押処分の効力を左右するものではない。

### 3 本件差押対象債権の額について

- (1) 国税徴収法76条は、給与債権のうち、①徴収すべき源泉所得税、県市町村税相当額及び社会保険料相当額、②最低生活費相当額、③上記①及び②の合計額を控除した残額の100分の20に相当する金額（ただし、その金額が最低生活費相当額の2倍に相当する金額を超えるときは当該金額）の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることはできない旨を定めている。

原告は、本件差押対象債権の額は、令和元年11月発生分（同年12月支払分）につき別紙3、同年12月支払分以降につき別紙4-1及び4-2の各項番⑧「差押金額」欄記載のとおりである旨主張しているところ、これらの表は上記の定めに沿うものと認められ、これに反する証拠はない。

- (2) 被告は、Bが被告を含めて3か所の病院において非常勤で勤務していることなどから、被告の主張する源泉所得税額及び最低生活費相当額は不正確である旨主張する。そこで検討するに、別紙3記載の源泉所得税額は、被告の賃金台帳一覧（本件賃金台帳）の記載と合致しており、実際に被告が控除すべき源泉所得税額に基づき算定されたものと解され、Bが他の病院においても勤務していることの影響を受けるものとは認められない。また、別紙3によれば、原告は最低生活費相当額の全額を、本件差押対象債権の額を算定するに当たって控

除していると認められるところ、最低生活費相当額は、生活を維持するために必要な額を滞納者に保持させようとするものであるから、複数の勤務先が存在する場合、これを割り付けるか、一つの勤務先にまとめるかによって滞納者に影響が生じるものとは解されず、原告の上記控除方法が違法であるとはいえない。

被告は、別紙3は給料等支給額に交通費を含めている、差押禁止項目である住民税、社会保険料をBの同意なく外して算定しているなどとも主張するが、本件賃金台帳と別紙3を比較すると、原告が交通費を含めて算定しているとは認められないし、別紙3の③及び④の金額欄の「－」との記載は、控除すべき金額がないことを示すものと解すべきであり、原告による本件差押対象債権の計算に誤りがあるとは認められない。

なお、別紙4-1及び別紙4-2は、Bの預金口座に振り込まれた金額を基準として算定されており、本件差押対象債権の額は概算であるものの、令和3年7月支払分までに原告の請求する559万6808円に達していることは、その金額に照らして明らかである。

(3) 以上の判断に加えて、国税通則法60条2項、118条3項及び119条4項、租税特別措置法94条1項によれば、原告の本訴請求はいずれも理由がある。

#### 4 反訴請求①ないし⑤の適法性について

(1) 反訴請求①（原告の債務名義が存在しないことの確認を求める訴え）及び反訴請求③（憲法76条2項に基づけば、Bの債務が確定ではない（行政庁による決定の段階である）ことの確認を求める訴え）について

被告の反訴請求①及び③は、それぞれ、現時点では本件租税債権が確定していないとして、その確認を求めるものと解される。

かかる訴えの適法性について検討するに、確認の訴えにおける確認の利益は、判決をもって法律関係の存否を確定することがその法律関係に関して現に存する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められる（最高裁昭和47年11月9日第1小法廷判決・民集26巻9号1513頁参照）。本件についてみるに、原告と被告との間で本件租税債権の存否が確定されることが本件差押対象債権の支払義務を負うか否かに影響しないことは前記に判示したとおりであり、他に、反訴請求①及び③により、原告と被告との間の法律上の紛争が解決されることが認められるような事情は見当たらない。

したがって、反訴請求①及び③は確認の利益を欠き、不適法である。

(2) 反訴請求②（原告の令和元年12月10日付け処分庁による差押調書謄本が発令されていないことの確認を求める訴え）及び反訴請求⑤（国税徴収法55条に基づけば、原告の被告に対する差押は、処分庁による差押調書謄本の通知によって処分成立となることの確認を求める訴え）について

被告は、本件差押処分について、適法な差押調書謄本は作成されていない旨主張しており、反訴請求②及び⑤は、本件差押処分につき、適法な差押調書謄本がB又は被告に送達されていないという事実の確認ないしは本件差押処分に係る差押調書謄本が要件を欠くため、本件差押処分は無効であることの確認を求めるものと考えられる。

しかし、法律関係を証する書面の真否の確認を求める場合を除き（なお、反訴請求②及び⑤がこれに該当しないことは明らかである。）、事実の確認を求める訴えは許容されないし、本件差押処分の無効確認を求める旨の主張と善解したとしても、本件本訴において原告と被



告との紛争は解決されるのであって、本件差押処分の無効確認が、原告と被告との法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切であると解されず、確認の利益を欠く。

(3) 反訴請求④（岡山東税務署の徴収行為に、憲法31条及び徴収法に定める適正手続から逸脱した行為が含まれていることの確認を求める訴え）について

反訴請求④は抽象的であり、請求が特定されているとはいえない。また、本件差押処分に係る手続につき、本件職員の事前の連絡のない訪問等の、本件本訴被告が主張する違法があることの確認を求めるものと善解したとしても、原告と被告との法律上の紛争の解決につながるものとは解されず、確認の利益を欠く。

(4) まとめ

以上のとおり、反訴請求①ないし⑤はいずれも不適法であり、却下を免れない。

## 第5 結論

以上の次第で、原告の被告に対する本訴請求は理由があるからこれを認容し、被告の原告に対する反訴請求に係る訴えはいずれも不適法であるから却下することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条、仮執行の宣言につき同法259条1項を適用し、仮執行免脱の宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所倉敷支部

裁判官 三浦 康子

別紙 1～3、4-1～2 省略